

令和4年12月27日

職員の懲戒処分について

このたび、周防大島町病院事業局の財産である歯科金属スクラップを許可なく寄附したことに係る職員の処分について、周防大島町職員分限懲戒審査委員会の審査結果を踏まえて、令和4年12月27日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

1 事件の概要

職員が、周防大島町病院事業管理者の許可なく東日本大震災の被災地に病院事業局の財産である歯科金属スクラップを寄附したと認められる。ただし、寄附の正確な時期、寄附先、寄附の具体的方法、寄附した歯科金属スクラップの量及び内訳等は不明です。

2 処分の概要

周防大島町立橋医院職員 歯科主任部長 減給10分の1（1月）

3 周防大島町病院事業管理者のコメント

「地域住民に安全、安心な医療・介護・福祉を提供するために親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めます。」の理念を掲げ、また、健全経営に全力で取り組まなければならない状況のなか、職員が病院事業局の財産である歯科金属スクラップを許可なく寄附したことは、誠に申し訳なく、残念に思っております。町民の皆様、関係者の皆様には心からお詫び申し上げます。

すでに防止策を講じていますが、今後も管理体制を強化し、信頼回復に職員一同努めて参ります。

4 周防大島町長のコメント

町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

病院事業局には今後このような不祥事を二度と起こさないよう、職員の服務規律の徹底、綱紀の粛正を図るよう強く要請いたしました。

周防大島町病院事業局 総務部総務課

電話 0820-74-2332（代）

FAX 0820-74-5067

E-mail:soumu@suo-kouei.com